業務委託契約書(案)

- 1 委託業務の名称 次期ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査業務
- 2 委 託 場 所 阪南市尾崎町532番地敷地内(建設予定地) 泉南市・阪南市域の建設予定地から最大半径3kmの範囲内
- 3 履 行 機 関 本契約締結日から令和6年3月29日まで(2年間)
- 4 業務委託料金

Щ

円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

E.

円

令和4年度額 金

Щ

- 令和5年度額 金
- 5 消 費 税 等 消費税率については当該契約物の引渡日における税率とする。
- 6 契 約 保 証 金 泉南市財務規則第 125 条(準ずる) より、契約金額の 10/100 に相 当する額以上、ただし同規則第 127 条(準ずる) により免除するこ とができる。
- 7 特 記 事 項
- 項 (1) 履行期間の始期の属する年度にかかる予算の議決を条件として、契約が成立するものとする。
 - (2) 委託者は本契約の翌年度以降において、当該契約の金額について変更又は削除があった場合、当該契約を変更又は解除することができる。

泉南清掃事務組合(以下「委託者」という。)と (以下「受託者」 という。)は、次のとおり業務委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(目的)

第1条 委託者は、受託者に対し、次期ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査業務 (以下「本件業務」という。)を委託し、受託者はこれを受託する。

(本件業務の内容)

第2条 本件業務の内容は、別添:業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(委託期間)

第3条 本件業務の履行期間(以下「履行期間」という。)は、頭書3のとおりとする。

(一括再委託の禁止)

第4条 受託者は、この契約に基づく仕様書等に定める作業(以下「作業」という。)を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

(年度の定義)

第5条 この契約に係る年の区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(業務計画)

第6条 受託者は、契約締結後14日以内に、委託期間内の年度ごとの作業について業務 計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から14日以内に、受託者に対してその修正を求めることができる。
- 3 受託者は、第1項で作成した業務計画書に定める作業(以下「年間業務」という。)を 1年ごとの期間(以下「期日」という)内に履行するものとする。

(委託料)

第7条 本件業務の委託料(以下「委託料」という。)は、頭書4のとおりとする。

(仕様書の変更)

- 第8条 委託者及び受託者は、必要があるときは、相手方と協議の上、仕様書を変更する ことができる。
- 2 前項の仕様書の変更により本契約の内容が不合理になった場合には、委託者受託者協議の上、本契約の内容を変更することができる。

(業務資料の管理)

- 第9条 受託者は、委託者から貸与された資料(以下「業務資料」という。)につき厳重な取扱を行い、その保管・管理につき善管注意義務を負担しなければならない。
- 2 受託者は、業務資料を、本件業務の実施その他委託者の指定した目的以外に使用して はならない。

(引渡し)

- 第10条 受託者は、本件業務を完了したときは、成果物を業務完了報告書とともに、委 託者に引渡さなければならない。
- 2 受託者は、委託者に対し、前項による引渡しの際、委託者から貸与を受けた業務資料 を併せて返還しなければならない。
- 3 受託者は、委託者に対し、納入期日までに成果物を納入することができないおそれが

生じたときは、直ちに書面をもってその理由及び遅延日数を明示して委託者に通知し、 委託者の指示に従わなければならない。

(検査)

第11条 受託者が本件業務を完了し、前条の規定に従い成果物を引渡したときは、委託者は、その引渡しの日から起算して10日以内に成果物の検査を行い、書面によりその結果を受託者に通知しなければならない。

(委託金額の支払)

- 第12条 受託者は、検査に合格したときは、所定の手続に従って契約書記載の年額の委託金額(以下「年額委託金額」という。)の支払いを委託者に請求するものとする。
- 2 受託者は、期日内に別途支払期が定められている場合において検査に合格したときは、別紙支払内訳書の定めるところにより、所定の手続きに従って委託金額の支払いを委託者に請求するものとする。
- 3 委託者は、第1項又は前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払 わなければならない。

(遅延利息)

第13条 委託者は、本契約に基づき受託者に対して負う金銭債務につき、その支払期限 までにこれを受託者に支払わなかった場合には、支払延滞日数に応じ政府契約の支払 遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により指定された率 で算出される遅延利息を受託者に支払わなければならない。

(不合格の場合の処置)

- 第14条 第8条の検査が不合格となった場合、受託者は、その責任と費用負担において、 委託者の指示に従い、委託者の指定する期日までに成果物の補正、追加又は作業の再 実施等を行わなければならない。この補正、追加又は作業の再実施等が完了したとき は、受託者は、直ちに委託者に通知し、その再検査を受けなければならない。
- 2 前項の場合、再検査の手続については第8条の規定を準用し、検査に合格したときをもって検査を完了する。

(知的財産権)

- 第15条 本件業務遂行上、新たな発明、考案(以下「発明等」という。)又は著作物の 創作をした場合、発明等についての特許権及び実用新案権を受ける権利並びにこれに 基づいて取得される特許権及び実用新案権又は著作物についての著作権その他の権利 は、受託者に帰属する。
- 2 受託者は、委託者に対し、前項に定める著作物について、第1条に定める目的の範囲

内での著作権の使用、複製、頒布その他著作権法に基づく利用につき無償で許諾する。

3 受託者は、著作物の著作人格権を行使しないものとする。

(契約不適合責任)

- 第16条 委託者は、引き渡された成果物が作業上の誤りその他受託者の責めに帰すべき 事由に基づき、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契 約不適合」という。)であるときは、受託者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又 は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、 委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追 完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 本件業務の検査完了後1年以内に第1項の追完を委託者から求められたときは、受託者は、その責任と費用負担において速やかに追完を行わなければならない。なお、追完に過分な費用を要する場合はこの限りでない。

(損害賠償責任)

- 第17条 受託者は、本件業務に関し委託者が損害を被ったときは、受託者の故意又は重大な過失により、委託者が直接かつ現実に被った通常の損害に対してのみ、損害賠償責任を負担しなければならない。
- 2 前条及び本条の規定は、債務不履行、不法行為、契約不適合、不当利得その他請求の 原因のいかんを問わず、受託者の委託者に対する責任のすべてを定める。

(秩序の維持)

第18条 受託者は、本件業務の実施その他本契約に関連して、委託者の事務所に立ち入る場合は、委託者の諸規程を遵守し、安全と秩序の維持に努めなければならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第19条 委託者又は受託者は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本契約に関連して発生する相手方に対する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保

の目的に供し、引き受けさせ、又は承継させてはならない。

(不可抗力の免責)

第20条 天災地変、内乱、公権力による命令、処分その他不可抗力により、本件業務の 全部若しくは一部の履行が遅延し、又は受託者の成果物の引渡しが不能となったとき は、受託者は、履行遅延及び履行不能による損害賠償責任を免れる。

(反社会的勢力の排除)

- 第21条 委託者及び受託者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。 ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(契約の解除)

- 第22条 委託者又は受託者が次の各号のいずれかに該当した場合、相手方は何らの通知、 催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 本契約に基づく債務を履行せず、その他本契約に違反し、相手方が相当の期間を 定めて催告したにもかかわらず、なお債務不履行その他の違反が是正されないとき。
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は公租公課を 滞納し、督促を受けたとき、若しくは滞納処分による差押えを受けたとき。ただし、 仮差押え及び仮処分については、その申立てを認める決定がなされた場合に限り、 かつ、本契約の履行に影響を及ぼさない場合を除く。
 - (3) 自ら振り出し、又は引き受けた手形又は小切手が1回でも不渡りとなったとき、その他支払いを停止したとき。
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
 - (5) 前条の規定に違反したとき。
 - (6) その他信用状態が著しく悪化したとき、又は本契約を継続しがたい重大な事由が発生し、若しくは判明したとき。
- 2 前項に基づき委託者又は受託者が本契約を解除した場合には、委託者は、受託者に対し、解除時点までに受託者が既に実施した本件業務の実施に要した費用を支払い、受託者は、委託者に対し、解除時点までに完成、又は仕掛中の成果物の全部を引渡さなければならない。
- 3 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

(秘密保持)

第23条 委託者及び受託者は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の秘密を第三者 に開示し、又は漏洩してはならない。

(合意管轄)

第24条 委託者及び受託者は、本契約に関し紛争が生じたときは、発注者の事務所の所 在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(規定外事項)

第25条 本契約に定めのない事項及び解釈につき疑義を生じた事項については、法令、 商慣習等によるほか、委託者受託者協議して、信義誠実の原則に基づき円満に解決し なければならない。 (債務負担行為に係る契約の特則)

第26条	債務負担行為に係る契	約において、	各会計年度に	おける業務委託料	斗の支払の限度額
(以下	「支払限度額」という。) は、次のと	おりとする。		
年月	美	円			
年月	学	円			

2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

年度 円 年度 円

3 委託者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履 行高予定額を変更することができる。この場合委託者は、受託者に通知しなければならな い。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

- 第27条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末業務委託料相当額が、前会計年度 までの履行高予定額を超えた場合においては、受託者は、当該会計年度の当初に当該超過 額について委託者が必要であると認めたときは、部分払を請求することができる。ただし、 契約会計年度以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に 部分払の支払いを請求することはできない。
- 2 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

 年度
 回

 年度
 回

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、委託者受託者記名押印の上、各自 1通を保有する。

令和○年○月○日

委託者:

受託者: